

# 平成22年第6回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成22年9月22日（水曜日）

## 議事日程（第7号）

平成22年9月22日（水）午後2時00分開議

第 1 請願第 10号

第 2 常任委員会に付託した案件

（総務文教常任委員会付託案件）

議案第133号、議案第139号、議案第140号、議案第142号、議案第143号、議案第145号、議案第152号、請願第8号、請願第9号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第134号、議案第135号、議案第136号、議案第137号、議案第146号から議案第149号、議案第153号から議案第155号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第138号、議案第141号、議案第144号、議案第150号、議案第151号、議案第156号、請願第4号、請願第10号

第 3 発議案第14号

第 4 発議案第15号

第 5 発議案第16号

第 6 発議案第17号

第 7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28名）

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君
3番	中村剛一	君	4番	臼杵克身	君
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君
7番	廣瀬擁	君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝	君
19番	猪股文彦	君	20番	川上龍一	君

21番	本間千佳子君	22番	金子克己君
23番	根岸勇雄君	24番	近藤和義君
25番	祝賀優雄君	26番	竹内道廣君
27番	加賀博昭君	28番	金光英晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
教育長	白杵國男君	総合政策監	齋藤元彦君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	中川和明君
島嶼づくり推進課長	金子優君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	計良孝晴君	交通政策課長	佐々木正雄君
市民生活課長	佐藤弘之君	税務課長	田川和信君
環境対策課長	児玉龍司君	社会福祉課長	新井一仁君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	金子晴夫君
観光商工課長	伊藤俊之君	建設課長	渡邊正人君
上下水道課長	和倉永久君	学校教育課長	山本充彦君
社会教育課長	渡邊智樹君	両津病院院長	塚本寿一君
選挙管理委員会事務局長	藤井雄一君	監査委員局長	児玉功君
農業委員会事務局長	島川昭君	消防長	金子浩三君

事務局職員出席者

事務局長	池昌映君	事務局次長	歌重一君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長（金光英晴君） ご報告いたします。

決算審査特別委員会委員の中村剛一君より先般委員の辞任願が提出されましたので、佐渡市議会委員会条例第14条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたことをご報告いたします。

これより中村剛一委員の辞任に伴い、佐渡市議会決算審査特別委員会委員の補充選任を行います。

決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において小杉邦男君を指名いたします。

以上で決算審査特別委員会委員の補充選任の報告を終了いたします。

---

日程第1 請願第10号

○議長（金光英晴君） 日程第1、請願第10号を議題といたします。

お手元に配付したとおり、請願第10号 緊急的な米需要調整対策に関する請願を今定例会の会期中に受理いたしました。議会運営委員会での取り扱いを協議した結果、内容に緊急性があり、次期定例会に持ち越すことが適当でないと判断されましたので、お手元に配付の請願・陳情追加文書表のとおり、本請願は産業建設常任委員会に追加付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午後 2時02分 休憩

---

午後 2時02分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

---

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第133号、議案第139号、議案第140号、議案第142号、議案第143号、議案第145号、議案第152号、請願第8号、請願第9号  
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第134号、議案第135号、議案第136号、議案第137号、議案第146号から議案第149号、議案第153号から議案第155号  
（産業建設常任委員会付託案件）

議案第138号、議案第141号、議案第144号、議案第150号、議案第151号、議案第156号、請願第4号、請願第10号

○議長（金光英晴君） 日程第2、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条の規定に基づき報告します。

議案第133号 佐渡市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市役所赤泊行政サービスセンターを赤泊総合文化会館内に移転することに伴い、住所変更が生じることから条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、新たに対象火気設備等として固体酸化物型燃料電池が位置づけられ、固体酸化物型燃料電池による発電設備の位置、構造及び管理に関する基準が定められたこと、また消防法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、引用条項を改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 字の変更について（寺田、目黒町地内）。本案は、寺田、目黒町地内の一部について、当該区域に住む住民と集落の一体性を確保する観点から字を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 松ヶ崎小中連携校建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、松ヶ崎小中連携校建設（建築）工事請負契約について、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約の変更について。本案は、両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約について、契約金額を変更する契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第145号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22億9,744万3,000円を追加し、予算総額を457億5,370万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では市債及び繰越金などの増額、歳出では両津港埠頭地区開発事業に2億7,423万5,000円、介護基盤整備事業に1億810万5,000円、赤泊中学校昇降機設置事業に3,139万8,000円、南中学校の改築・改造事業に1,070万円、財政調整基金への積立金に14億762万7,000円を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 平成22年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ388万円を追加し、予算総額3億1,308万円とするものであります。補正内容は、歳入では繰越金及び国庫補助金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであり、歳出では人事異動に伴う人件費の減額、ケーブルテレビの施設整備に伴う工事費を787万5,000円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第8号 佐渡ヶ島離島振興に関する請願について。本請願は、離島振興の観点から、国に対し佐渡

航路の船賃の相応の負担及び燃料税の大幅な引き下げを求めるものであります。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

請願第9号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願について。本請願は、公立高校の授業料無償化を受け、私立高校学費の公私格差を解消するため、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第145号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について、質疑の通告がありますので、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 議案第145号、補正予算、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料、17節公有財産購入費、22節補償補てん及び賠償金にまたがる両津港埠頭地区開発事業2億7,423万5,000円について質疑を行います。

本事業については、旧両津市時代から廃れ行く両津市街地の活性化の一助として宿題になっていたと聞いております。その経緯も踏まえて新市建設計画にも盛られていたようであります。しかし、合併後の新市建設計画特別委員会においては計画の大幅な見直し、縮小を断行すべしとの提言を行い、この事業については片隅に追いやられたか、あるいは消滅したというふうに思われておりました。ところが、会派を超えて両津市出身の議員の方々が集まって市執行部と協議を重ねてきた結果として、事業復活が提案されたというふうに聞いております。私は、多少経緯は尊重するものの、事業の真価は名実ともに佐渡の玄関口である両津港とその周辺を利便性が高く、快適で見ばえのよいもの、あるいは出入りする人々や佐渡のイメージの発着信基地としての役割を担えるものであるかということが重要であると考えています。加えて、今後の市財政の見通しや人口動態等を勘案しますと、費用対効果の緻密な計算、維持管理経費等々についてシビアに点検、検討が不可欠であるとも思っております。玄関や門構えが立派でも屋敷、庭園が貧相では佐渡市の品格は問われます。器に見合った玄関のたたずまいとして両津港周辺整備がなされなければならない。

さて、そこで本事業の審査の状況についてお伺いしたい。委員会審査最終日、市長、副市長まで呼び出して質疑に及んだ内容について赤裸々に、旧両津市民にとどまらず佐渡市民全体も納得がいく説明を委員長にお願いしたい。具体的には、1、反対者がおりましたが、その方はどのような考えで反対したのですか。第2点、賛成多数となった主な考え方というのはどんなものですか。第3、賛否にかかわらず最終日までめにもめた内容、さまざまな問題点が明らかになったようではありますが、継続審議なり議案修正についての議論はなかったかどうかということについてお聞きしたい。

また、個別に各節に計上されている費用の妥当性について。特にこの間さまざまな議案でもめておりますが、対県との関係での県有財産の取得に係る問題点についてどのように質疑がなされたかお聞かせ願いたい。

また、もう一つ、旧両津市からの宿題として、佐渡市としての本事業が費用対効果に見合う回答となり得ているのかどうか。住民の期待もあるかとは思いますが、その点についてのシビアな審査がなされていると思いますので、それについてお答えいただきたい。

また、財源として合併特例債が一部充てられておりますが、本事業の新市建設画面上の位置づけはどのようになっていたのかということについて、もう一回ご確認いただいてご報告いただきたい。

そして、完成までの費用総額と完成後の維持管理費がどれぐらいかかるのかについてもお答えいただきたい。事業概要でいいますと10億を超えると聞いておりますが、果たしてそのようなビッグプロジェクトがこの事業について構想されているのかも含めてお聞きします。

以上です。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員の質疑にお答えをいたします。

何点かありますが、まず第1点は反対者がおったのではないかと、その人はどういう考えだかと、こういう質疑であります。確かに反対者がおったのは事実であります。しかし、基本的に私のほうでは、両津の北埠頭であります。これは、北埠頭の再開発について基本的に反対した人はいなかったと、こういうふうに理解をいたしておるところであります。反対者については、施設の利用等において不都合はないかと、こういう意味合いから反対をされた、という理解をいたしているところでもあります。

それから、賛成者の考えはどうだかと、多数で採決はされたわけですが、これについては北埠頭の観光対策で整備がされる、そのところから佐渡の今後の観光についてその需要に応ずるような格好の対応ができるのではないかと、こういう認識のもとに基本的に賛成をされた、という理解をいたしているところでもあります。

それから、その審査の中でこの事業についての継続審査なり修正の話はなかったかということがありますが、確かに先ほど言われたような格好で説明に一部不足があったりいたしまして、日程的なことがあれば少し十分検討したらどうかというのは出されました。したがって、その後で十分な説明を得て審査にたえるような、そういう状況をつくり上げるに、先ほど議員が指摘のような市長も来て再度説明すると、そういうことが行われたわけであります。日程的なことがあればもう一度出し直すような検討したらどうかという議論は一部中であつたと、このように申し上げたいと思います。

それから、計上されている予算の関係であります。特に県有財産の取り扱いについて、これは委員会の中にも議論がありました。指摘のように、敷地の金額について高いのではないかと、こういうことがあり、建物の補償についても問題ではないかと、このことは県の姿勢だということで議論がされたところでもあります。私どもは、県は佐渡に対して地域振興として本気になって考えているのか、財政が厳しい中でこんな多額な金額を県が要求するとは何事だと、こういう意見が取り交わされた実態があります。このことは、1つは県の姿勢として委員会の中でも強く議論がされたところでもあります。

それから、費用対効果の関係は、これは数値を挙げての議論はされませんでした。将来の佐渡市が観光施設として一帯を整備をして、そのことの取り組み対策によって費用対効果に十分見合うような、その努力は必要だと、このように考えております。その各値の数値的な議論はいたしません。観光対策で十

分やると、こういう思いを強く持って議論いたしたところであります。

それから、新市建設計画の位置づけというのがありますが、私どもこれは新市建設計画の一つの両津地区の発展策として考えてきた事業だと、こういうふうに理解をいたしたい。したがって、それに見合う合併特例債の事業として位置づけられた事業だと、このように聞いておるところであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

田中中文夫君。

○15番（田中中文夫君） 多岐にわたって質疑事項を出していたわけではないのですが、多分に大綱ですくっていただいたようで、事項がかなり漏れているように思われるのですが、第2の質問でそれについてもお答えいただきたいと思うのです。具体的に、両津港埠頭地区開発業務委託料増というのは、これは何を指していたのですか。私議場でも、委員会の中で傍聴しておりましたときに、この事業はベテランの議員さんたち、それから執行部が血を出して何とか費用対効果に見合うような立派な事業に仕立てようと思ったけれども、いい知恵が浮かばないと。しかし、両津地区住民との約束もあるので、これはこの際コンサルに投げていい知恵を出してもらおうと。いい知恵を出してくれたコンサルには引き続き事業の遂行まで含んで事業の設計監理を任せたいというようなことで盛られてあるような事業のようにちょこっとわきから聞いておったのですが、そういう内容なのでしょうか。それが1つと。

多少触れていただきましたが、土地購入費9,930万の妥当性についてどのように審議がされたのか。この間幾つか県有の敷地を佐渡市の事業なり施設の設置のために譲り受けたという事例は幾つかございますが、その事例と比較をして妥当な金額であるのかどうかというふうな審査がなされたのかどうか、それが1つお聞きしたいところであります。

と同時に、その譲り受ける土地に建物が建っておったようでございますが、その建物に対する移転補償を含んだこの補償金額が、どうも県と市というお互いに公的な立場にいる者同士が取り交わす内容とは多少とも違った金額の計算がなされて、これについては本市の執行部も対県とはぎりぎりの交渉をしていたというふうに聞いておったわけですが、それはどのような意見の食い違い、計算の根拠の違いがあったのかどうか。なおかつ委員会の中で県の最終的なこの土地、建物に対する譲渡の考え方が掌握できていないということで電話連絡等をし、なおかつ決定の文書を送ってもらうというようなことを委員会審査中に行っていたように聞こえたわけですが、そのような中途半端な状況の議案をまともに審査をし、よしとするだけの根拠はあったのかどうか。先ほど基本的な反対者はおらなかったけれども、一部この議案そのものに支障があるというふうに申しておる委員がおったというふうに言ったその内容については、今私が申し上げたような内容と抵触するのだと思いますが、それについてもう少しつぶさに、赤裸々にこの審議の内容をお教えいただきたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員に答弁を申し上げます。

第1点の委託料の関係であります。これは今後の設計に向けて委託料を増額したと、こういうことであります。

それから、土地の関係であります、土地の購入費9,930万については、私どももその議論の中でこれは県有地を佐渡市へ売り渡すという金額としては高過ぎるのではないかと、この議論はされました。そして、それと同様、物件補償については1億2,856万8,000円であります。これについても、これはどうもおかしいのではないかと、こういう議論もされました。しかし、市としては県との間で詰めて最終的にこうなると、こういうことでありまして、この間に私どもも県は佐渡市がする事業について側面的にある面では支援をすべき立場にもかかわらず、このような金額を請求するとは何事だと先ほど申し上げたような議論はされましたが、最終的にこの金額は県との間で話がある面では決まっていることでなかなか動かせない、こういうことでありました。そして、その最終的な答えを先ほどの話のような格好で県から正式な文書も来てこの金額になるんだというような格好になることを確認をしたという経緯があります。いずれにしても、私どももこれについては非常に問題があるような感じを今でも持っていることは事実であり、これは県の失政だと、こういうふうに思っているところであります。以上でよろしいですか。落ちがあれば、もう一遍指摘していただければ。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

田中丈夫君。

○15番（田中丈夫君） 後に同様の内容でお二方質疑していただきますので、余り全体をカバーするつもりはありませんが、私はこの対県との交渉をした市執行部についてのこの交渉の経過を含めてきちんとした煮詰めもできないまま議案として計上したという、この拙速さも含めて私は大いに市執行部のこの事業に取り組む姿勢だけでもきちんと批判をし、問題点を指摘しておかなければならないと、あるいはある種のかげ違いではなくて交渉するに持っていた基礎的な資料そのものが極めて異例の、あるいは間違った根拠に基づいての交渉が行われたというふう感じたわけですが、そのことも含めたある種の責任をきちんと執行部に追及するような議論があったのかどうか。あるいは、少なくともこれだけの状況を抱えたこの議案を一片の意見をつけることもなく、執行部を叱責することもなく通してしまうという、このことについて委員長として今どのようにお考えかをお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 田中議員の質問に答弁をいたします。

今発言された質疑の内容については、委員会でもこの金額については問題があると、もちろん後段で説明に呼びました市長に対してもこのことについては強く申し上げたところであります。したがって、私どもはこの金額を妥当と考えたわけではないのです。しかし、相手があることでありますから、現状ではこれで決まらざるを得ないということでもありますから、そういうふうに一応認めたと、こういうことでもあります。しかし、私があえてもう一度申し上げたいのは、やはり県有地でありますから、しかも佐渡が観光対策でやろうと力を入れるこのことに精いっぱい力をかすという視点に立ったら、こんなべらぼうな金額を請求することはあり得ない、このことだけ申し上げたい。そのことは、委員会においても議論がされたら、このことだけ申し上げたいというふうには。

以上であります。



○議長（金光英晴君） 次に、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 議案第145号、一般会計補正の3号について2点ほど質疑をいたします。

1点目は、会計全体にわたる大枠でお尋ねをいたしたいと思います。本会議の上程のときにも同僚議員から質疑があった中身であります。今深刻な不景気で、市民の経済状況は大変な中です。こんな中、この9月議会の一般会計の補正予算は22億9,744万3,000円の補正額で、大型のものです。ところが、この歳入の半分以上の61%の14億762万7,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。積み立てられた財調基金は、過去最高の53億9,900万円となります。佐渡汽船問題で観光などで大きな経済被害もありましたが、貯金である基金に積み立てるのではなくて有効な経済対策を打つべきではなかったかと考えておりますが、こういった政策面についてどのような審査を行ったのか、まず1点は伺いたいと思います。

2点目は、先ほどの議員と同じ両津の北埠頭開発についてであります。表玄関である両津市の時代から長年の大きな課題であると認識をしておりますが、今回の補正の2億7,000万円余りは具体的にどのように使われるのか、そして全体計画がどのようになっているのか、具体的審査内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 中川議員の質疑に答弁をいたします。

まず、財政全般に係る大きな問題であります。このことについては中川議員がおっしゃるような格好での審査は委員会の中ではいたしませんでした。

それから、2点目の北埠頭開発の予算の具体的な計画内容については、1つは観光センターをつくるという建物建設が1つであります。それから、周辺の緑地広場をつくると、この2点が大枠の事業内容であります。そして、建物は2階建てであるということでもあります。機能としては1階に多目的ホール、同様1階に観光インフォメーション、それから2階に佐渡物産の販売コーナーを設けると、さまざまな催し物ができるような、そういう仕組みとして考えていると。そして、先ほど申し上げた緑地については広場として公園利用する、イベント等には駐車場としても併用可能なような、そういうものを構想している、こういう説明を受けたところでもあります。そして、事業費総体は先ほど田中議員の質疑にありましたが、11億円かかるという見込みであると、こういうふうに説明を受けています。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点目ですが、そういった角度では、経済対策という角度では審査をしてないということでしたが、していないものを答えると言っても答えられないのでしょうか、例えばこれから開かれる新潟県議会では円高対策に重点を置いた補正予算を組むと言っていますし、同時期に開かれました柏崎の9月議会では、5億2,000万円の補正予算でありましたが、冷え切った地域経済に対処し、市民生活を守るためにとして附帯決議が話題となったそうであります。そういった点では、佐渡の経済や市民の家計を見たときに、せめてこういった部分での意見等があってもよかったのではないかというふう

に思うのですが、その辺はどうか。

2点目の北埠頭開発について幾つかお尋ねをいたします。1つは、先ほど議員のほうからもありますが、単純に体育館を建てるとかというようなものと違ひまして、ソフトも含めての1つのプロジェクトだと思うのです。そういう意味では、従来型の箱物のスタイルであってはならないと思うのですが、その辺の中身で危惧する点がなかったのか。つまり、先ほどの議員もありましたが、問題点をいつもですと指摘をしながら賛成をしたりするのが多いわけですが、今回はそういったものも一切ないということでちょっと違和感を感じるわけですが、その辺はどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

最後にもう一点は、長年の地域住民の期待もあるわけですが、そういった住民の意向というのはどの程度反映されているのかお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 中川委員の質疑に答えますが、1点は委員会での審査がなかったということではありますが、これは個人的な見解になりますが、当然財政は貯金を積みばいいというものではないと思ひます。したがって、今後ある面ではそれぞれの委員会等で施策としてきちんと提言をして予算を確保するような、そういうところへ結びつける必要があるのではないかと、こういうふうを考えているところであります。さきの中川委員の一般質問の中でも今後の政策でそういう使い方をするようなことを一部答弁されたというように記憶いたしておるところであります。

それから、北埠頭の関係については、今後については先ほど大枠のことが示されたというお話を申し上げた。細かい事柄については、これから設計段階で改めてきちんと詰められるということでありますので、観光客を含めた住民の利用については今後十分検討していくことになるだろうと、こういうふうと思ひているところであります。

住民との関係では、これは19年から20年にかけてですか、ちょっと名称忘れましたが、あの地区で協議会をつくって、この北埠頭の再開発で議論をされて一定のものが積み上げられた、その経過の中でこのような格好のものが構想されている、こういうふう聞いておるところであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 次に、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） それでは、さきの2人の議員に続いて、145号、北埠頭開発について質疑をさせていただきます。

この事業は、今までお二人への答弁を聞いていましてなかなか姿が見えない。形が見えないのに今回こういう形の2億7,000万の予算を通したということなのですけれども、トータル的には10億円も超えるという事業なわけだ。この事業を進めるに当たって、将来この北埠頭開発を両津港において進めることによって両津の表玄関としての両津港はどういうふうな形になっていくのか、それから両津のまちに対する影響、両津のまちがどういうふうな形に進んでいくのか、さらに佐渡市全体としてはどのような形になるだろうという推測とかされましたか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 村川議員の質問にお答えいたします。

委員会の中では、北埠頭の再開発については全体的には必要だということで決定がされたと、こういう認識を持っております。

それから、大きく今言われた件のあの地域の発展、さらに将来発展に結びつくようなところへつながっていくのかどうかと、こういう質問だろうと思いますが、私はこれはこの後観光発展のために佐渡市はどのような施策を真剣にとられるかどうか、そのことによって玄関である両津港周辺がどのような賑わいを持つかということにつながっていくのではないかと、そのことによって全体の佐渡の観光に大きく影響していくのではないかと、こういうふうに見解としては持っているところであります。答弁になったかどうか、話が大きいところであります。そういう認識を持っておるところであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 合併以前からこの両津の北埠頭再開発等々は言われてきていて、私もよく耳にしておりました。ですから、地元の人たちにとっては悲願といえれば悲願なのではないかと思っておりますけれども、夷地域の人たち。でも、残念ながら今この佐渡観光において、それから両津の地域においてここを再開発しても人的交流を十分に広げていくというパワーはもう残っていないです、はっきり言って。それなのにまち全体に与える影響とか佐渡市全体に与える影響とかを考えないで委員会がこの事業だけを承認したとなると非常に問題だと思えます。スケールは大きいですが、最近新潟市が非常に悩んでおりますよね。仙台支店に3年ほどおりましたから、仙台に30回ぐらい行ったのですけれども、そのために佐渡へ帰ってきたりしたときに、新潟と仙台市を比べて、ああ、全然違うなど、このままいくと新潟はもっともっと悪くなるなどと思いながら帰ってきていました。というのは、仙台は新幹線の駅を、仙台駅をおりてからすべて歩いて官庁街、それから飲み屋街、それからショッピング街、七夕なんかに行った人はご存じのとおり、すべて歩いていけるところにあるのです。定禅寺通りからずっと向こう行っても広瀬川にぶつかる青葉城の公園があるというようなまちづくりをしていますけれども、新潟の場合は駅前があって駅裏があってバスセンターがあって、古町が中心だったのに今度は万代島再開発まであって、余りにも広げ過ぎて、もうそのパワーがどんどん、どんどん下がってきているところへ持って行って単なる公共事業でどんどん広げていった、まちを。おまけに県庁も向こう持っていき、市役所はもとのところへ戻しているということで、ああいう形の開発を佐渡もすべきではないです。今佐渡市の活性化のためにはどういうことやらなければいかぬ、両津港の活性化のためにはどういう開発をすべきかということは、当然総務の委員会の中で審議、話し合わなければいけないと思うのです。私は、両津港を活性化する、佐渡市の財政にとっても今の状態、それから将来の人口予測から考えてもおんでこドームを中心とした今の湊のほうに施設は集中すべきだと思います。そういう話のとは出ていないのですか。ただ北埠頭があいているから、ああいう形で観光センターとつくったところでだれも行きません。閑古鳥が鳴いて、多分でき上がって一、二年でだめだという結果が出るような施設をつくることになります。そういう両津のまち全体を考えたまちの開発というのを本当にされなかったのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 村川議員にお答えいたします。

村川議員の思いのほどは十分承知をいたしますが、むしろ全体政策として一般質問で議論される要素があるのではないかと。私は、委員会で議論された範囲の答弁をいたしますと、この北埠頭の再開発で委員会としては了として、このことが観光に結びつくと、こういう認識で決めたということであります。その後の今言われるように広い意味合いでの施策については、これはもちろん議会もそうでありますが、行政がきちんと対応していくと、今後の課題だと、こういうふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議会で審議するときは、議員をやめれば責任を逃れるというものではないですし、議員やめて死んでも後々までやっぱりあのときの議員がこういう審議をして、こんなものをこういうところにつくったのだということを当然責任を持たなければいけないと思います。ですから、これは長い目で佐渡市のことを考えたら、両津の人たちにとっても佐渡全体にとってもどういう形の表玄関づくりをすべきかということをもう少ししっかり審議して、多分新潟県もああいう9,000万という金額を出せば、まさか佐渡市が買ってまでやりはせぬだろう、本気でやる気ではないだろうというふうな形の金額ではないかと思うのです。そこも含めてしっかりと、我々議員であるからには委員会に所属していなくてももしっかりこれからも審議しないといかぬですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第145号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第145号 平成22年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第134号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊地区における保健事業の実態にかんがみ、赤泊母子健康センターを廃止するよう、佐渡市母子健康センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 佐渡市佐和田休日救急診療所条例を廃止する条例の制定について。本案は、市内に限られた医療資源を有効活用するため、佐和田休日急患センターの機能を本年11月1日より佐渡総合病院内に移転し、あわせてその業務を同病院に委託することに伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画に基づき、平成23年3月末をもって羽吉保育園を廃園とするよう、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年9月30日をもって任期満了となる佐渡市高齢者等福祉保健審議会の委員について、介護保険事業計画等のより効率的な策定・推進等のために構成を見直し、定数を20人以内から15人とし、及び任期を2年から3年に変更するよう当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。新たな老人福祉計画及び介護保険事業計画（平成24年から26年度）の策定を控え、本審議会委員の果たす役割は重要である。特に学識経験者については、市内在住者に限らず、研究者等を積極的に登用されたい。

議案第146号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、人件費の確定及び国保連合会のシステム改修に係る分担金計上のため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ153万3,000円を追加し、予算総額を70億2,625万3,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 平成22年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、繰越金の確定等のため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ875万7,000円を追加し、予算総額を942万1,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、人件費及び繰越金の確定並びに広域連合納付金の精算等に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,099万9,000円を追加し、予算総額を7億3,089万9,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、人件費

及び繰越金の確定並びに前年度介護給付費等の確定による国等への償還金追加等のため、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,267万9,000円を追加し、予算総額を68億8,517万9,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、人件費及び繰越金の確定のため、既定の歳入歳出予算からそれぞれ842万7,000円を減額し、予算総額を4億7,817万3,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第154号 平成22年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、人件費及び繰越金の確定のため、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,307万4,000円を減額し、予算総額を5億7,432万6,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 平成22年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、人件費の確定等のため、収益的収支において収入予定額を251万7,000円増額、支出予定額を200万2,000円増額し、また資本的収支において収入予定額を5,313万7,000円増額、支出予定額を313万8,000円増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

議案第135号 佐渡市佐和田休日救急診療所条例を廃止する条例の制定について質疑の通告がありますので、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） それでは、議案第135号 佐和田休日救急診療所を廃止する条例について質問させていただきます。

まず、今現在佐和田休日救急診療所はこの建物の隣にあるのですけれども、その施設を佐渡総合病院に移転するというメリットについてお聞かせください。

もう一つ、佐渡の医療圏は新潟県から7つ目の医療圏として認められているのですけれども、佐渡医療圏における佐渡病院というのは2次救急を主体とする病院であります。その2次救急を主体とする病院と休日救急診療所というのは1次救急を主体とする診療所なわけですから、その役割分担が果たして中核病院に移ったときにしっかりできているのかどうか、その辺の議論はされたのかどうか教えてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） それでは、お答えいたします。

まず、佐渡総合病院移転に関するメリットは何かという問いかけですが、現状この建物の近くにありません佐和田休日急患センターには、利用者が現状として大変少ない状態であります。他方佐渡総合病院の救急外来のほうには軽微な患者さんといいますが、俗に言うコンビニ受診とも言われるような患者さんも多くおいでになっておまして、佐渡総合病院のほうのスタッフが非常に忙しくて職員の皆さんにストレスが増大しているというふうなことの説明がありました。それで、今現状として佐和田休日急患センターにある医療資源を佐渡総合病院のほうに移転をさせまして、1次救急に該当する患者さんはそこで対応していただく、それ以上の重篤な患者さんについては佐渡総合病院の救急外来で対応していただくというふうに分けをいたしまして、患者さんのほうにもメリットがあるし、それから佐渡総合病院のほうにもそ

ういう現状の休日急患センターのスタッフ対応に当たっていただいている医師会の先生方の協力を得て総合病院の医師の皆さんの軽減といいますか、少し忙しさを軽減してあげるという、そういうメリットがあるというふうに理解をしております。

それから、2番目の質問ですが、佐渡医療圏における佐渡総合病院と休日急患センターの役割分担ですが、先ほど説明しましたとおり、休日急患センターについては1次救急の対応でございますので、軽微な患者さんについてはそこで対応していくのが本来の役割だと思いますし、総合病院につきましてはそれ以上の重篤な患者さんの診療に当たっていただくというのが本来の役割というふうに考えております。それでお答えとさせていただきます。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 離島佐渡の市民にとっての悲願は、島内完結型の医療が一日も早くできるということなのですが、病人が海を渡って新潟の病院へ行かなくとも済む医療というのが長年の悲願です。少しでも高度医療が期待できる中核病院が今新しく平成24年に誕生するために建設が進んでおるわけですが、本来休日急患センター、1次救急、コンビニ受診等々というのは、佐渡病院に移す理由が佐和田の休日急患センターには大体1日3人か4人ぐらいしか来ないということなのですが、それは南部には羽茂病院があります。両津には両津市民病院があります。相川には相川市民病院があります。ですから、それぞれの地元の人たちは、休みの日とかぐあいが悪くなったときにどうしてもお医者さんにかかりたいときはそこで現在世話になっているわけです。佐和田の診療所にかかるのは、いわゆる佐和田町するときからの診療所ということで、この地域の人たちだけなので、理想的にはこの隣にある、この地域の人たちは佐和田病院に行けば24時間365日ドクターもナースもおられます。そこで診てもらえばそれで済むのです。1次救急はそこで終わって、うちではだめだなという場合に佐渡病院に2次救急で送れば理想的な医療はできるのですが、これはいろいろと私も調べました。医師会の中でもいろいろ複雑な事情があって、そうでなくて佐渡病院に今回移るとということで、医師会、佐渡病院でも引き受けていただいた。どこの病院もドクター不足、ナース不足の中を引き受けていただいて、佐渡病院にとってはその分、基本的には開業医の先生方が診ていただけるということなのですが、その窓口での、病院の救急窓口での1次救急、2次救急は窓口で分かれるのか、一緒になるのか、その辺のところをどういう形で混乱を避けるように、もうすぐ11月からですので、説明を受けていますでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

金田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 佐渡総合病院への移転をすることの最大の理由といたしましては、現状の佐和田救急急患センターは利用者が少なく、佐渡総合病院の救急外来に受診される方が多いということが発端です。このままですと、佐渡総合病院のほうですが、救急を要する患者の対応が遅れたり、総合病院の過重な勤務状況にある職員によりまして医療事故の可能性があったり、あるいはそういう過重勤務からくるストレスによって医師の離職等によってこの佐渡地域の医療体制が崩壊の危惧があったりということが大きな理由で、そのために佐和田休日急患センター運営委員会において抜本的に見直しをしようということで、21年4月に医師会、佐渡総合病院、両津病院、相川病院と佐渡市が参加した救急

医療体制検討会で今のような体制にしていこうという確認がされたということをまず報告させていただきます。

それで、実際に今度佐渡総合病院に患者さんが見えられた場合ですけれども、内科外来で受け付けいたしますと佐渡市休日急患センターの、要するに佐渡総合病院の看護師ではないその方がその患者さんに対応されて、軽症と思われる場合には休日急患センターのほうで診ていただき、重症な患者については同じ院内にあります救急外来のほうで対応していただくと、そういうことで振り分けをしていただくという手順になっておると聞いております。

○議長（金光英晴君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 医療機関の皆さん方にはご苦勞かと思うのですけれども、しっかりというか、いい形で診療やってほしいのですけれども、これテレビを見られている方、それから皆さんの中で勘違いされると非常に困るのですけれども、佐渡病院に休日救急診療所ができたよというふうにとられると、それこそあそこ行けば何かのときには入院もさせてもらえるということでコンビニ受診の患者さんがふえるのを一番危惧しているわけです、病院の先生方も。だから、それはもちろんテレビを見ている皆さん方は、そういう場合は近くの診療所、開業医の先生のところにまず行っていただくという指導徹底を行政のほうからもちゃんと出してもらわないと、それができたために佐渡病院にどんどん1次救急の患者さんが来るということになりかねないので、その辺はよろしく願います。答弁いいです。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

まず、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第135号 佐渡市佐和田休日救急診療所条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第135号 佐渡市佐和田休日救急診療所条例を廃止する条例の制定についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕



○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第138号 佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、給水装置の新設及び増設等により給水量が増加することに伴い、既設の配水施設について改良工事が必要となるときにその原因となる申込者から工事負担金を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約の締結について。本案は、北狄漁港（北狄地区）漁港施設機能強化工事請負契約について、平成22年8月24日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 財産の無償譲渡について（月布施公園施設）。本案は、月布施公園のうち公衆トイレ及びシャワー施設について、公共施設の維持管理の見直しにより、地元認可地縁団体へ無償譲渡することについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,284万4,000円を追加し、予算総額を18億944万4,000円とするものであります。補正予算の主な内容は、歳入では繰越金及び諸収入を増額、国庫補助金及び市債を減額し、歳出では維持管理費及び建設改良費を増額、職員の異動に伴い、人件費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 平成22年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ604万2,000円を減額し、予算総額を36億9,175万8,000円とするものであります。補正予算の主な内容は、歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では職員の異動に伴い、人件費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第156号 平成22年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について既決の収入予定額を66万円減額し、総額を10億9,508万2,000円に、既決の支出予定額を182万4,000円増額し、総額を10億9,357万6,000円とするものであります。また、資本的収支について、既決の収入予定額を6,020万5,000円増額し、総額を11億8,584万4,000円に、既決の支出予定額を6,532万円増額し、総額を16億375万6,000円とするものであります。補正予算の主な内容は、職員の人事異動に伴い、人件費を減額し、緊急性のある建設改良費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第4号 米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願。本請願は、農民運動新潟県連合会から提出されたものであり、次の事項の実現について関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。

請願事項1、米戸別所得補償モデル事業の補償単価を2008年産米の1俵当たりの全算入生産費である1

万6,497円相当に引き上げること。2、米備蓄300万トンと棚上げ備蓄を実現するとした民主党の総選挙マニフェストを踏まえ、当面16万トンに加え、09年2月のルールを無視して集荷円滑化対策米を買い入れた10万トンと備蓄米のうち超古米となっている05年産など、19万トンを主食用途以外に処理し、これに見合う量の備蓄米の生産量を賄う米価水準で買い入れること。3、ミニマムアクセス米の受け入れ時に国内の米の需給に影響を与えないとした政府公約を守り、最低限主食用のSBSや需要のないミニマムアクセス米の輸入を削減すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第10号 緊急的な米需要調整対策に関する請願について。本請願は、佐渡農業協同組合及び羽茂農業協同組合から提出されたものであり、次の事項の実現について関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

請願事項1、戸別所得補償制度の本格的実施に当たっては、平成22年産米の適正な需給、価格環境を整備し、米価が大幅に下落する事態を招かないようにすること。2、需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食市場から隔離することを柱とする政府による緊急的な需給調整対策を早期に決定し、市場へアナウンスすること。3、政府棚上げ備蓄（主食用米の買い入れ及び非主食用処理）は、現下の需給ギャップ数量を踏まえ、平成22年産米から前倒しするとともに、早急に実施すること。4、水田を最大限に活用し、我が国の主食である米の安定供給と飼料用米等の振興により、食料増産と自給率向上を図るため、主食用米については需要に即した生産計画が必要であり、政府が定める生産数量目標を適切に管理するための出口対策を含め、整合性のとれた政策体系を確立すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩します。

午後 3時16分 休憩

---

午後 3時26分 再開

○議長（金光英晴君） 再開します。

---

日程第3 発議案第14号

○議長（金光英晴君） 日程第3、発議案第14号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔26番 竹内道廣君登壇〕

○26番（竹内道廣君）

発議案第14号

合併により一の市となった流域下水道の特例の恒久化を求める意見書の提出  
について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年9月22日

佐渡市議会議長 金 光 英 晴 様

提出者	佐渡市議会議員	竹 内 道 廣
賛成者	”	佐 藤 孝
	”	大 桃 一 浩
	”	根 岸 勇 雄
	”	近 藤 和 義
	”	中 川 直 美
	”	小 杉 邦 男

合併により一の市となった流域下水道の特例の恒久化を求める意見書

流域下水道は、二以上の市町村からの下水を排除する幹線管渠、中継ポンプ場とこれを処理する処理場を都道府県が設置し維持管理するものである。したがって、流域下水道の事業計画、事業認可は都道府県営を前提に行われており、市町村が経営できる規模、規格ではない。

しかしながら、現在の制度では合併で一つの市となった流域下水道は、特例期間が満了すれば市が維持管理等を行う公共下水道に移管される。

その場合市は、市の事業としては考えられない規模、規格の下水道施設の維持管理を押しつけられ、また都道府県の起債した企業債の償還も肩代わりさせられる等、耐え難い負担を強いられることになる。

市としても限られた一般財源を維持管理費や企業債元利償還金の増額、すなわち都道府県の負担軽減のため、他の事業に優先して投入することは到底市民の理解を得ることができないので、下水道施設の運営管理の継続や水質基準の確保さらには事業経営そのものに大きな支障が生じることも十分に考えられる。

この一市一流域下水道問題は、合併政策の重大な積み残しである。国においては、この現実を十分認識され、流域下水道のために合併の効果が無に帰することのないよう、合併により一つの市となった流域下水道の特例の恒久化を早期に実施され、制度化を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第15号

○議長（金光英晴君） 日程第4、発議案第15号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔26番 竹内道廣君登壇〕

○26番（竹内道廣君）

発議案第15号

佐渡航路と空路に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年9月22日

佐渡市議会議長 金光英晴 様

提出者	佐渡市議会議員	竹内道廣
賛成者	〃	佐藤孝
	〃	大桃一浩
	〃	根岸勇雄
	〃	近藤和義
	〃	中川直美
	〃	小杉邦男

佐渡航路と空路に関する意見書

両津一新潟間を運航するカーフェリー「おおさど丸」の故障による突然の欠航は、夏の観光真っ盛りとお盆の帰省客で混雑する佐渡ヶ島にかつて経験したことがない大混乱を巻き起こしたが、佐渡汽船の本土と佐渡を結ぶ唯一の交通機関を預かる者の使命感の希薄さが、代替船確保を怠るなど、事後の対応に機敏さを欠いて、佐渡の大事な観光産業と物流に計り知れない損害を与えた。

佐渡汽船は、昭和7年、県議会の越佐航路の県営議決を受け、新潟県が資本金の50%を出資する「佐渡汽船株式会社」を誕生させて今日に至っている。

その後、「船舶運送法」の改正が行われたが、船舶以外に交通機関を持たない離島等に「指定区間」が設けられ、佐渡と本土に「独禁法」が適用されなくなり、佐渡汽船の横暴と危機管理の欠如が目につくようになった。それが露呈したのが今度の事件である。これらについて厳しく是正を促すことができるのは新潟県である。今年の殺人的猛暑の中でキャンセル待ちで苦しむ乗客が佐渡空港はどうなっているのか、飛行機があれば運転手を残して子どもは飛行機で帰すこともできると、離島佐渡の交通体系の不備を批判していた。

よって、佐渡市議会は新潟県に対し、下記事項について強く要望するものである。

記

- 1 佐渡汽船の危機管理を確立すること
- 2 佐渡観光と佐渡の経済が被った被害の回復を早めること
- 3 離島佐渡にはなくてはならない重要港湾の整備及び佐渡空港2,000メートル化の早期実現を果たすこと

と

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

どうかご賛同よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 発議案第16号

○議長（金光英晴君） 日程第5、発議案第16号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君）

発議案第16号

私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など

私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年9月22日

佐渡市議会議長 金光英晴 様

提出者	佐渡市議会議員	小杉邦男
賛成者	〃	本間千佳子
	〃	白杵克身
	〃	中川隆一
	〃	中村良夫
	〃	若林直樹
	〃	猪股文彦
	〃	川上龍一
	〃	近藤和義

私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など

私学助成の増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っている。

平成22年4月より公立高校の無償化が実現した。一方、私立高校では学費の一部を補う就学支援金が支給されることになった。この措置により、私立高校の学費負担は昨年度より軽減されたものの、大多数の

保護者にとっては、初年度納付金で全国平均約59万円の負担が残ったままとなっている。

憲法および教育基本法は「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっている。しかし、私立高校に対する公費（私立高校の運営に係る助成）は公立の約3分の1にとどまっており、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わざるをえない。

よって、政府並びに国会においては私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、就学支援金の増額など私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減制度の抜本的拡充など  
私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神にもとづいて教育をすすめる公教育機関として認可され、地域の子供たちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきた。

平成22年4月より公立高校の無償化が実現した。一方、私立高校では学費の一部を補う就学支援金が支給され、私学保護者の学費負担が昨年度より軽減されることになったが、初年度納付金で平均約18万～40万円の負担が残ったままとなっている。

本県においては、国の就学支援金に加えて、県独自の学費軽減助成予算を昨年度並みに維持すれば年収350万円未満世帯の私立高校学費（施設設備費含む）全額無償、年収500万円未満世帯の授業料全額無償は実現可能であった。しかし、「昨年度比マイナス75%（4億円から1億円に減額）」という県独自予算の大幅な削減により、授業料全額無償は年収250万円未満世帯にとどまっている。公立高校無償化の中で、私学の保護者は依然として高額の学費負担を強いられ、今日の厳しい経済状況と相まって、その負担感は一層重いものとなっている。

よって、新潟県においては私立高校が公教育を果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、学費軽減制度の抜本的拡充など、私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 発議案第17号

○議長（金光英晴君） 日程第6、発議案第17号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大桃一浩君。

〔10番 大桃一浩君登壇〕

○10番（大桃一浩君）

発議案第17号

緊急的な米需要調整対策に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年9月22日

佐渡市議会議長 金 光 英 晴 様

提出者	佐渡市議会議員	大 桃 一 浩
賛成者	”	中 村 剛 一
	”	浜 田 正 敏
	”	岩 崎 隆 寿
	”	金 子 健 治
	”	村 川 四 郎
	”	祝 優 雄
	”	竹 内 道 廣
	”	加 賀 博 昭

緊急的な米需要調整対策に関する意見書

平成21年産米は、政府の需要見通しを上回る米消費の減少や平成20年産米の大量持越しに伴う契約・販売進捗の大幅な遅れなどから、価格は出来秋から1,000円/60kg近く下落したうえ、30万トン以上が古米として持越される見通しとなっており、これから収穫期を迎える平成22年産米の需給と価格への影響が懸念される。

さらに、平成22年産米は過剰作付けが見通されることや、豊作基調が推移していることなどから、20～40万トン程度の過剰米の発生が懸念されており、米の消費減少や平成21年産米の持越し在庫などと合わせ、60～80万トンもの需給ギャップが生じかねない状況となっている。

こうした状況を放置すれば、平成22年産米の全国的な価格下落と、数年にわたり低米価が定着化することが危惧され、さらには在庫を抱える産地・生産者の所得減少、国の財政負担増、全国的な生産数量目標の削減につながる恐れがあり、国の需給調整と米戸別所得補償制度に参加した農家ほど、営農の不安や制度への不信を抱きかねない。

よって、政府においては、この危機的な状況を改善し稲作生産者が安心して経営を展望できるよう、下記事項の実現について強く求める。

記

- 1 戸別所得補償制度の本格実施にあたっては、平成22年産米の適正な需給・価格環境を整備し、米価が大幅に下落する事態を招かないようにすること
- 2 需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食用市場から隔離することを柱とする政府による緊急的な需給調整対策を早期に決定し、市場へアナウンスすること
- 3 政府棚上げ備蓄（主食用米の買入及び非主食用処理）は、現下の需給ギャップ数量を踏まえ、平成22年

産米から前倒しするとともに、早急に実施すること

- 4 水田を最大限に活用し、我が国の主食である米の安定供給と飼料用米等の振興により食料増産と自給率向上を図るため、主食用米については需要に即した計画生産が必要であり、政府が定める生産数量目標を適切に管理するための出口対策を含め、整合性のとれた政策体系を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同よろしくお願いたします。

- 議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

- 議長（金光英晴君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定によりお手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

- 
- 議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

- 市長（高野宏一郎君） 平成22年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月11日から14日にかけての大雨の影響で、見立地内の県道崩落や住宅浸水、農地等への土砂流入等多くの被害が発生いたしました。現在市を挙げて災害対応に努めているところでありますが、全面通行どめとなっていた見立地内の県道については、県の素早い応急工事により、24日正午から通行を再開できることとなりました。

また、多くの議員からご質問いただいた佐渡汽船「おおさど丸」故障による長期欠航は、市民生活へ大きな影響を与え、離島における交通機能のあり方を問う事件でもございました。佐渡航路は、本土と佐渡を結ぶ唯一の公共交通機関であり、その安定した運航体制の構築は、佐渡汽船のみならず国や新潟県の責務であることを強く訴えていく必要があるというふうに考えております。

さて、本定例会に提案いたしました議案につきましては、本日まで21日間にわたり、慎重なご審議を経



て議決いただき、厚く御礼申し上げます。なお、決算審査特別委員会で継続審査となっております決算の認定に関する議案につきましては、引き続きご審議のほどよろしくご願ひ申し上げます。長引く景気の低迷に加え、佐渡汽船「おおさど丸」故障や大雨被害と、地域経済や市民生活は大きな影響を受けましたが、「CHEER UP！ふんばれっちゃ佐渡キャンペーン」の実施、建設工事の切れ目のない発注、議決いただいた補正予算の各種事業の速やかな、かつ効果的な実施と関係機関と連携も図りながら、地域経済の活性化、市民生活の安定化を図ってまいりたいというふうにご考えております。

記録的酷暑の夏もいつしか秋に向かい、朝の肌寒さを感じることもなりました。皆様におかれましては健康にご留意され、ご健康でご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。

---

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。

平成22年第6回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時39分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年9月22日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 猪 股 文 彦

署 名 議 員 本 間 千 佳 子